

令和5年度 総務部事業計画

1. 基本方針

司法書士制度が誕生し、昨年8月3日をもって150年の節目の年を迎えた。司法書士は、「国民に身近な暮らしの中の法律家」として、国民の権利擁護と自由かつ公正な社会の実現に向けて地道な努力を続けてきた。先輩方が築いてくれた司法書士制度に感謝と敬意を示すとともに、より一層国民にとって有用な制度を構築し、次の世代に引き繋ぐことが今を生きる我々の責務である。

近年、司法書士の業務に関する法改正が続いている。令和2年8月に改正司法書士法が施行され、司法書士の使命が明確化された。令和3年には、相続登記の義務化、所有者不明土地の財産管理人選任、土地所有権の放棄などの制度創設を内容とする民法等の一部を改正する法律ならびに相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律（相続土地国庫帰属法）が成立し、本年4月1日に改正民法の施行、本年4月27日に相続土地国庫帰属法の施行を皮切りに順次施行が予定されている。国民の所有する権利の複雑化を防止し、また、土地の利活用等が阻害されるなどの社会的問題の解決に寄与するため、その知見と経験を活用して新たな制度を担っていくことは我々司法書士の責務である。

新型コロナウイルス感染症対策の緩和により行動制限等が見直され、通常の生活に戻りつつあるものの、本年度も引き続きコロナ禍での活動を覚悟しなければならない。国民の権利擁護を使命とする我々司法書士は、法律事務の専門家としての積極的な活動を期待されており、コロナ禍においても国民の負託に応え続けなければならない。また、コロナ禍による長引く不況は、非正規雇用者などの貧困問題に発展しており、司法書士として積極的な対応が期待されている。

令和2年8月に施行された使命規定創設を含む改正司法書士法を契機として、司法書士倫理が改正され、本年4月1日から、あらたに司法書士行為規範として施行された。より信頼される法律事務の専門家として国民の期待に応えていくため、万全を期して対応していきたい。

近年の急速なデジタル化は、司法書士の執務環境を激変させている。デジタル化への十全な対応により、司法書士が円滑に業務を遂行することは、国民の権利の擁護の観点からも極めて重要であり、すべての司法書士がデジタルを前提とした執務を遂行することのできる環境を整備する必要がある。一方、デジタル技術の発展は、特定の資格保有者による業務独占の見直しに繋がり、けして土業も例外ではない。即ち、ネットやリモート技術を活用した事業展開が容易になり、特定の資格保有者しか業務ができない規制・制度についても、業

務の一部をデジタル技術によって支援・補完・代替することによって、柔軟かつ消費者利便に合致した新たなサービスの提供が可能となり、業務の一部をデジタル技術によって行うことを業務独占の範囲から除外するなど、業務独占を定める規制のあり方を見直すべきとの主張は当然に起こりうる。司法書士の有用性を示すため、デジタル化への対応はもちろんのこと、それによっても、けして代替されることのない業務を常に模索し続ける必要がある。

以上を踏まえ、今年度も引き続き、会員が安心して業務を執行できる環境を整えるとともに、より円滑な会務の執行の実現に向けて努力していく。

2. 事業項目

- (1) 所有者不明土地の解消に向けた民事基本法制関連（民法・不動産登記法等一部改正法・相続土地国庫帰属法）、犯罪収益移転防止法関連、インボイス制度関連その他法改正への対応
- (2) 改正司法書士行為規範への対応
- (3) 相続登記促進事業・空き家問題への対応
- (4) 登記原因証明情報の作成権限獲得への対応
- (5) 会務運営の合理化・効率化に向けた検討及び推進
- (6) 事務局執務の支援
- (7) オンライン登記申請の推進・民事裁判手続のIT化への対応
- (8) 司法書士業務に関する情報提供
- (9) 財産管理業務等への対応
- (10) 裁判事件・家事事件における司法書士関与の推進
- (11) 非司法書士への対応
- (12) 苦情申立等への対応
- (13) 会館の維持管理、修繕
- (14) その他総務部に属する事業